

保護者の皆様へ

令和2年度就学援助制度に係る申請期間延長のお知らせ

泉佐野市では、お子様を市立の小・中学校に就学させるのに経済的な理由でお困りの方へ、就学に必要な費用の一部を援助しています。

★ **受付期間** (昨年度認定された方も、申請は毎年必要です。)

7月31日(金)まで ※郵送は**7月31日(金)まで**の消印のもの

※新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、今年度に限り、7月末までの受付とします。

その場合、4月認定として遡り、支給します。

期日を過ぎても随時受付(翌年2月まで)しますが、受付した月から支給対象になりますのでご注意ください。(転入学の場合は、転入月以降が支給対象となります。)

★ **申請方法**

教育委員会(市役所3階 学校教育課)へ就学援助費支給申請書を提出してください。

郵送でも受付します。配布した青の封筒に84円切手を貼って送付してください。

郵送での受付の確認が必要な方は、返信用封筒(84円切手を貼ったもの)を同封してください。

※ 学校での受付は行いません。

※ 生活保護受給中は申請する必要はありませんが、保護が廃止になった場合は申請が必要です。

★ **援助を受けられる世帯**

前年中(令和元年1月から12月)の総所得金額が基準額以下の世帯

◆ **令和2年度基準額(目安額)**【家族の年齢等によって、認定基準が上下します。】

世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人	7
総所得額	240万円	263万円	323万円	366万円	414万円	457万円

(※ 所得審査の対象者…中学生以下を除く家族全員)

★ **決定と支給方法**

- ① 認否決定通知書は、随時申請者へ郵送で通知します。
- ② 年間限度額内の範囲で、年3回(8月、12月、3月の各下旬)にわけて保護者の口座へ振込します。
なお、医療費は随時振込します。

★ 援助内容と支給金額

援助費目	小学校	中学校
学用品費	年額 11,630 円	年額 22,730 円
新入学準備金(※1)	51,060 円	60,000 円
新入学学用品費(※2) (4月認定の1年生)	51,060 円	60,000 円
修学旅行費	限度額 25,000 円	限度額 60,910 円
校外活動費(宿泊なし)	限度額 1,600 円	限度額 2,310 円
校外活動費(宿泊あり)	限度額 3,690 円	限度額 6,210 円
学校給食費	実費額	実費額
医療費(※3)	実費額	実費額

※1 泉佐野市立小・中学校に就学するにあたり、必要な費用の一部を入学前に支給します。

・中学校新入学準備金は6年生の認定者に小学6年生在学中の3月上旬に支給します。

※2 入学前に新入学準備金を支給済みの方は、就学後の新入学学用品費の支給はありません。

※3 医療費対象病名

【むし歯、慢性副鼻腔炎、中耳炎、結膜炎、寄生虫病、アデノイド、白癬、疥癬、膿痂疹、トラコマ】

【注意】① 認定後も**学校納付金は必ず学校へ納めてください。**

やむをえず、学校納付金等に未納が生じた場合、援助費は学校を経由して支給されます。

② 申請書に注意事項を記載しておりますので、必ずご覧ください。

★ その他

① 前年所得を申告していない方がいる場合は審査ができません。収入がなくても所得の申告を必ず行ってください。(中学生以下の方や被扶養者になっている方は申告は不要です)

申告がまだの方は早急に令和元年中の所得申告を**市役所1階税務課**で済ませてください。

② 令和2年1月2日以降に転入された方や泉佐野市で所得の確認ができない方は、前住所地の

令和2年度所得証明書(令和元年中の収入を証明するもの)を、後日提出してください。

③ 次に該当する場合は、必ずご連絡ください。

- ・申請書の世帯状況に変更が生じる場合。
- ・振込先口座の変更、修正申告などにより所得額に変更が生じる場合など。

④ 申請書に事実と異なる内容を記載した場合や所得内容に変更が生じ基準を超える場合は、認定を取り消し、併せて援助費は返還をしていただくことになります。

【問合せ先】泉佐野市教育委員会 学校教育課 学事係

TEL 072-463-1212 (内線2334・2335)